

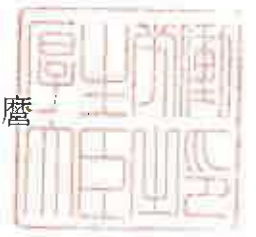
厚生労働省発基安0924第1号

令和 7 年 9 月 2 4 日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 福岡 資麿



別紙「労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令案要綱

第1 労働安全衛生法施行令の一部改正

- 1 統括安全衛生責任者等の選任に係る基準の見直し
統括安全衛生責任者等の選任を要しない事業場の基準を、労働者の数ではなく、作業従事者の数とする。（第七条第二項関係）
- 2 機械等貸与者が講ずべき措置に係る対象機械等の拡大
他の事業を行う者に機械等を貸与している者が、当該機械等の貸与を受けた事業を行う者の事業場において、当該機械等による労働災害を防止するために、必要な措置を講じなければならない機械等に、フォークリフト、ショベルローダー及びフォークローダーを加える。（第十条関係）
- 3 建築物貸与者が講ずべき措置に係る対象建築物の拡大
他の事業を行う者に建築物を貸与する者が、当該建築物の貸与を受けた者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するために、必要な措置を講じなければならない建築物について、事務所又は工場の用に供される建築物から、事務所、工場その他の事業の用に供される建築物に拡大する。（第十一条関係）
- 4 登録教習機関の登録有効期間に係る規定の整理
労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律により、同法第七十七条第四項が同条第五項となることに伴い、同項を引用する規定について所要の改正を行う。（第二十三条の二関係）
- 5 車両系機械運転技能講習の対象となる車両系機械の規定
車両系機械運転技能講習の対象となる車両系機械を、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用、解体用及び基礎工事用に限る。）とする。（第二十四条関係）
- 6 その他所要の改正を行う。

第2 労働安全衛生法関係手数料令の一部改正

- 1 特定機械等の製造許可に係る手数料の見直し
特定機械等の製造許可に係る都道府県労働局長への申請手数料を、登録設計審査等機関が特定機械等の設計審査を実施した場合は四万四千円、都道府県労働局長が当該設計審査を実施した場合は八万二千五百円とする。（第一条第二号関係）
- 2 その他所要の改正を行う。

第3 施行期日

この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第1の4の改正規定は、令和八年一月一日から施行する。（附則関係）